

## 議案第52号

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について

令和元年5月30日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。